

TCフォーラム研究報告 2024 年 3 号(2024 年 11 月) 2024 年 11 月 21 日

《納税者権利憲章をつくる会/TCフォーラム刷新会議用資料 No. 24-01》

一目でわかる韓国の納税者権利憲章/納税者保護官制度

韓国の納税者保護官、納税者保護担当官、納税者保護委員会の構図

TCフォーラム納税者支援調整官刷新会議(WG) 編

監修:阿部徳幸(日本大学教授/税理士)

文責:石村耕治(TCフォーラム共同代表/白鷗大学名誉教授)

◆はじめに

いまや韓国は、納税者の権利利益保護では、世界の先端を走る国の 1 つである。一方、わが国では、いまだ税務当局が納税者を「義務主体」として扱い、「権利主体」と扱おうとしない。旧態然とした「文化/カルチャー」を変えられないでいる。

わが国には、民間機関がつくった優れた納税者権利憲章がたくさんある。しかし、国会・政府が制定・公表した納税者権利憲章(法)はいまだない。いまや民主主義の価値を大事にする諸国では、議会・政府が納税者権利憲章(法)を制定・公表するのが常識である。加えて、これらの諸国では、納税者の苦情を聴く大きな耳を持った独立した機関(苦情処理機関/駆け込み救済機関/オンブズパースン)を設けている。憲章(法)と苦情処理機関はセットで、いわば 1 枚のコインの表裏のような関係にある。

わが国にも、「納税者支援調整官」という国の税務に対する納税者の苦情を聴く仕組みがある。しかし、その存在は余り知られていない。苦情申出手続も不透明で使い勝手が悪い。活動実績も非公開である。まったくの密室行政で、見える化も、納税者の苦情を聴く耳も小さ過ぎる。しかし、課税庁側には自らの力でこの仕組みを刷新しようという意欲はないように見える。

私たち国民・納税者がスクラムを組み、民間活力を駆使し、納税者支援調整官を、主役である国民・納税者に大きく開かれた仕組みに急いで刷新しないといけない。政治を教化し、わが国税庁の「課税庁が主役」の“文化/カルチャー”を刷新し、「納税者が主役」、「納税者ファースト」の路線に大きく転換させる必要がある。刷新には、納税者の権利保護を任務とするアメリカの納税者擁護官制度や、お隣り韓国の納税者保護官、納税者保護担当官、納税者保護委員会などの仕組みに学ぶ必要がある。

今回は、韓国の納税者権利憲章、韓国の納税者保護官、納税者保護担当官、納税者保護委員会について、分かりやすい資料を作成した。

この資料の作成にあたっては、韓国の租税手続について知見が豊かな阿部徳幸日本大学教授(税理士)から貴重な助言および、全体を監修いただいた。記して謝意を表する。

(共同代表 石村耕治)

《コンテンツ》

◆はじめに

- 韓国での納税者権益保護制度刷新の沿革(概要)
- 韓国での納税者権利救済手続でのメインプレイヤー
- 韓国での課税処分後権利救済ルートイメージ
- 韓国・国税基本法(国基法)第7章の2「納税者の権利」規定
- 韓国の納税者権利憲章(邦訳)
- 韓国の「納税者保護担当官」の概要
- 韓国の「納税者保護官」と「納税者保護担当官」とはどう違う
- 納税者保護担当官による税務調査手続改善のためのアンケート調査
- 韓国特有の「課税前適否審査制度」とは
- 韓国の「納税者保護委員会」の概要
- 納税者権利保護要請制度の概要
- 具体的事例に即して韓国の納税者権利保護の仕組みを学ぶ

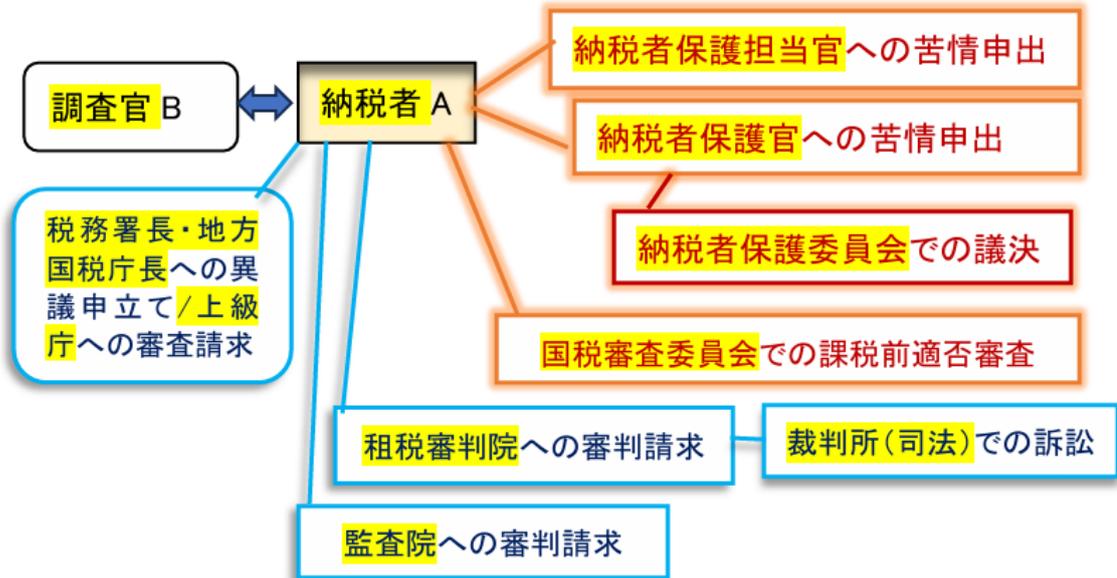
■韓国での納税者権益保護制度刷新の沿革(概要)

- ・1974年 国税基本法(国基法)の制定/公布
- ・1975年 国基法に権利救済手続(選択的三審制)*の盛り込み、租税審判院が発足。
 - *第1審:審査請求、第2審:審判請求【租税審判院での審判、または監査院での審判】。異議申立ては審査請求前の選択事項
- ・1981年 告知前審査制度【韓国最初(初期)の事前権利救済制度】の導入
- ・1988年 税金苦情処理制度【現行の苦情処理制度に発展】の施行
- ・1994年 国民苦情処理委員会(総理府所管)【オンブズパーソン】の設置
- ・1996年 課税前適格審査制度を国税庁訓令*に規定
 - *訓令とは、行政機関の内部関係において上級機関が下級機関に対し、その権限の行使を一般的に指示するために発する一般的な形式の命令であって、条文形式または施行令形式により作成される。このことから、対外的に法規としての性質を持たないものと解される。わが国でいう「執行通達」に近いもの
- ・1996年 国基法第7章の2【納税者の権利】規定を創設
- ・1997年 納税者権利憲章の制定/発出
- ・1999年 税務署に納税者保護担当官の仕組み導入

- ・1999年 課税適否審査(国税審査委員会)の仕組み導入(国基法 81 条の 15)
- ・2000年 審査請求または審判請求のいずれか1つの手続を経れば、行政訴訟可に
- ・2000年 課税前適格審査制度を国基法で法定化
- ・2000年 納税者事務処理規程の制定
- ・2005年 地方国税庁(わが国の国税局に相当)に納税者保護担当官を設置
- ・2008年 地方国税庁・税務署に納税者保護委員会を設置
- ・2008年 国税庁が「国税行政改革委員会」を設置、同委員会は、納税者保護委員会設置を提言。
- ・2008年 税務調査等の通知にかかる早期決定申請制度の法制化*
 - * 早期決定申請制度とは、税務調査終了後に送付される課税予告通知書に不服がない場合、課税前適否請求期間が経過する前に「早期決定書」を提出することにより、課税前適否請求が省略され、増差税額を早期に納付でき加算税負担を軽減することができる仕組み
- ・2008年 税制改革「勤労奨励税制」(いわゆる「給付つき税額控除」)の導入
- ・2009年 国税庁に納税者保護官[国税庁内に国税庁長から独立した局長待遇の職位]の新設
- ・2009年 納税者権利保護要請制度の導入
- ・2009年 グリーンブック(納税者の権利ガイドブック)の公表・頒布
- ・2010年 国税庁長の納税者権利保護規定の新設(国基法 81 条の 16)
- ・2010年 納税者保護官・納税者保護担当官の独立性保障・資格・職務等規定の新設(国基法施行令 63 条の 15)
- ・2014年 納税者保護委員会を法制化(国基法 81 条の 18/国基法施行令 63 条の 16)
- ・2014年 不服申立てにおける国選税務代理人制度の施行
- ・2015年 国選税務代理人制度の開始
 - * 国選税務代理人制度とは、経済的な事情で不服代理人を選任できない零細納税者は、零細納税者自身は税法知識が豊富とは言えないため、不服請求が困難であるという問題提起から創設された一定の零細納税者に無料で税務代理人を選任する制度
- ・2018年 国税庁に納税者保護委員会を設置
- ・2018年 課税予告通知を国基法に明文化
- ・2020年 国税審査委員会の審査請求にかかる議決機構化
 - * はキーワード

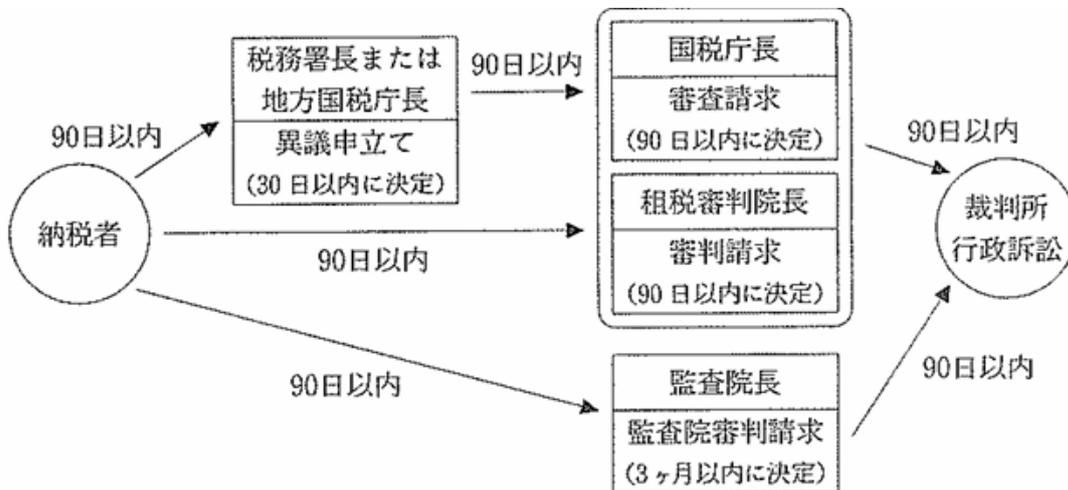
*韓国国税庁『納税者権益保護過去・現在・未来-その一途な道に向かって行く記録-』(2021年)はしがき、阿部徳幸「韓国国税庁『Green Book 2013』にみる税務調査手続の概要」関東学院法学 23 巻 3 号 (2014年)を参照のうえ作成

■韓国での納税者権利救済手続でのメインプレイヤー



- * **事実行為** (不当な調査/徴収、ハラスメント等) に関する救済ルートを選択肢
- * **課税処分** (更正/決定等) に関する救済ルートを選択肢

■韓国での課税処分後権利救済ルートのイメージ



*なお、課税処分後権利救済手続では、処分庁への異議申立てを経ずに直ちに審査・審判請求ができる。加えて、行政審査前置主義を採ることから、審査請求・租税審判院での審判、または監査院での審判を経たうえでなければ司法（行政訴訟）救済を求めることができない。

■韓国・国税基本法(国基法)第7章の2「納税者の権利」規定

[当初版は1996年12月に公布、1997年施行。邦訳は2018年12月改正後]

《韓国・納税者権利憲章制定と告示の法的根拠規定》

◎国税基本法第7章の2 [納税者の権利]:81条の2以下

- ・ 国基法 81 条の 2 [納税者権利憲章の制定及び交付]
- ・ 国基法 81 条の 3 [納税者の誠実性の推定]
- ・ 国基法 81 条の 4 [税務調査権濫用禁止]
- ・ 国基法 81 条の 5 [税務調査時に援助を受ける権利]
- ・ 国基法 81 条の 6 [税務調査管轄及び対象者選定]
- ・ 国基法 81 条の 7 [税務調査の事前通知と延期要請]
- ・ 国基法 81 条の 8 [税務調査期間]
- ・ 国基法 81 条の 9 [税務調査範囲拡大の権限]
- ・ 国基法 81 条の 10 [帳簿等保管禁止]
- ・ 国基法 81 条の 11 [統合調査の原則]
- ・ 国基法 81 条の 12 [税務調査の結果通知]
- ・ 国基法 81 条の 13 [秘密保持]
- ・ 国基法 81 条の 14 [情報提供]
- ・ 国基法 81 条の 15 [課税前適否審査]
- ・ **国基法 81 条の 16 [国税庁長の納税者権利保護]**
- ・ 国基法 81 条の 17 [納税者の協力義務]
- ・ 国基法 81 条の 18 [納税者保護委員会]
- ・ 国基法 81 条の 19 [納税者保護委員会への納税者からの審議要請及び結果通知等]

■韓国の納税者権利憲章(邦訳)[当初版は1997年に発出。邦訳は2018年版]

納税者権利憲章

納税者の権利は、憲法と法律により尊重されかつ保障されます。

納税者には、申告等の協力義務を履行しなかった場合や、具体的な脱税の疑いがない限り誠実であると推定され、法令によってのみ税務調査対象として選定され、公正な課税のための調査は最小限の期間と範囲に限定して受ける権利があります。

納税者には、証拠隠滅の恐れなどがない限り、1つの税務調査についてその期間と理由に関して事前に通知を受け、事業上やむを得ない理由がある場合には調査の延期を要求し、その結果の通知を受ける権利があります。

納税者には、税務代理人の援助を受け、明白な脱税の疑いなどがない限り、重複して調査を受けない権利があり、帳簿書類は、脱税の疑いがあると認められる

場合、納税者の同意のもと、税務官署に一時保管されることがあります。

納税者には、税務調査の期間が延長または中止される場合、調査範囲が拡大される場合、または調査が終了した場合には、その理由と結果を書面による通知を受ける権利があります。

納税者には、違法・不当な処分または手続によって権利が侵害された場合や、侵害される恐れがあると認められる場合には、その処分の適法性に対して不服申し立てを提起し、救済受け、納税者保護担当官と納税者保護委員会を通じて正当な権益の保護を受ける権利があります。

納税者には、自己の税務情報について秘密として保護を受け、権利行使のために必要な情報の提供を速やかに受ける権利があり、国税公務員からいつでも公正な待遇を受ける権利があります。

国税庁長官

■韓国の「納税者保護担当官」[1999年に設置/国基法 81 条の 16 第 2 項]の概要

◎**納税者保護担当官**(国税庁に納税者保護課長 **1** 人、地方国税庁[わが国の国税局に相当]に **6** 人、全国の 99 税務署に **107** 人を配置)

納税者保護担当官は、「納税者保護事務処理規程」を典拠に、納税者の権利保護に係る事務および納税者が申し出た苦情を処理するために、税務署長から独立して、納税者の立場に立って、次のような権限を行使することができる。

- ①**税務調査中止命令権**: 重複調査、調査権の濫用等があり、納税者の権利が不当に侵害されていると判断できる場合に、調査の中止を求める権限(この命令は、国税庁の「納税者保護官」(詳しくは後述)が行うものとされる。)
- ②**課税処分中止命令権**: 税法の適用の誤り、事実認定の錯誤等より不当な課税が行われると推認される場合には、課税処分の中止を求める権限
- ③**職権是正要求権**: 違法または不当な課税処分が確認される場合には、職権でその是正を求める権限
- ④**書類閲覧権**: 税務署が保存する租税の賦課・徴収にかかるあらゆる書類を閲覧する権限。ただし、調査中の事案、および脱税にかかる情報を除く。

《参考: 法的根拠規定》

●**第 81 条の 16【国税庁長の納税者権利保護(2010.01.01 新設)】**

- ①国税庁長は、職務を執行するに当たり、納税者の権利が保護され、実現されるように誠実に努力しなければならない。(2010.01.01 新設)
- ②納税者の権利保護のために国税庁に納税者権利保護業務を総括する納税者保護官を

置き、税務署及び地方国税庁に納税者権利保護業務を遂行する担当官をそれぞれ 1 名置く。(2010.01.01 新設)

- ③ 国税庁長は、第 2 項に規定する納税者保護官を開放型職位で運営し、納税者保護官及び担当官が業務を遂行するに当たって独立性が確保されるようにしなければならない。(2010.01.01 新設)
- ④ 納税者保護官及び担当官の資格・職務・権限など納税者保護官制度の運営に必要な事項については大統領令にて定める。(2010.01.01 新設)

● 国税基本法施行令第 63 条の 15【納税者保護官及び担当官の資格・職務など (2010.02.18 新設)】

- ① 法第 81 条の 16 に規定する納税者保護官は、租税・法律・会計分野の専門知識と経験を備えた者として学歴・経歴などを考慮して国税庁長が定める基準を満たす者とする。(2010.02.18 新設)
 - ② 納税者保護官の職務及び権限は次の各号に掲げる事項とする。(2010.02.18 新設)
 - 1. 税に関する苦情・嘆願の解消など納税者権利保護に関する事項(2010.02.18 新設)
 - 2. 納税サービス関連制度・手続き改善に関する事項(2010.02.18 新設)
 - 3. 違法・不当な処分(税法に規定する納税の告知を除く。)に対する是正要求(2010.02.18 新設)
 - 4. 違法・不当な税務調査の一時中止及び中止(2010.02.18 新設)
 - 5. 違法・不当な処分が行われることが予想できると認められる場合、その処分手続の一時中止及び中止(2010.02.18 新設)
 - 6. 納税者の権利保護業務に関して税務署及び地方国税庁の担当官(法第 81 条の 16 第 2 項に規定する担当官をいう。以下二項において“担当官”という)に対する指示・監督(2010.02.18 新設)
 - 7. その他に納税者の権利保護と関連して国税庁長が定める事項(2010.02.18 新設)
 - ③ 納税者保護官は、第 2 項に規定する業務を効率的に執行するために担当官にその職務と権限の一部を委任することができる。(2010.02.18 新設)
 - ④ 担当官は国税庁所属公務員のうち、その職級・経歴などを考慮して国税庁長が定める基準を満たす者とする。(2010.02.18 新設)
 - ⑤ 担当官の職務及び権限は次の各号に掲げる事項とする。(2010.02.18 新設)
 - 1. 税に関する苦情・嘆願の解消など納税者権利保護に関する事項(2010.02.18 新設)
 - 2. 第 3 項により委任された業務(2010.02.18 新設)
 - 3. その他に納税者権利保護に関して国税庁長が定める事項(2010.02.18 新設)
- * (注)現在、国税庁長の定める事項はない。

■韓国の「納税者保護官」[2009年新設/国基法 81 条の 16 第 2 項]と「納税者保護担当官」[1997年導入]とはどう違う

- ◎2009年に国税庁内に新設された**納税者保護官**は、国税庁長から独立した局長待遇の職位
- ◎納税者保護官、外部から任用され、現在7代目で元大学教授。
 - ◀**納税者保護担当官**の所掌事務▶
 - ・ 納税者の権利保護および納税者から申出のあった苦情の処理
 - ・ 小規模誠実事業者支援団の支援
 - ・ 苦情処理制度の改善
 - ◀**納税者保護官**の権限行使▶
 - ・ 納税者保護官が、地方国税庁および税務署の納税者保護**担当官**を直接指揮・監督する。
 - ・ 納税者保護官は、国税庁の所管部署、地方国税庁長、税務署長に直接権限を行使できる。
 - ・ 納税者保護官は、①税務調査の一時停止、②担当調査官の交代、③職員の懲戒要求などの権限を持つ。

■納税者保護担当官による**税務調査手続改善のためのアンケート調査**

◎多くの先進諸国では、“納税者ファースト”をモットーに、“課税庁の文化/カルチャーを変える”ため、納税者サービスの刷新に熱心である。この面で、韓国は際たる国の1つといえる。とりわけ、「実施された税務調査を、お客様(被調査者)目線で再調査(評価)する!!」のスタンスにあることが目を引く。わが国の納税者支援調整官の仕組みの刷新に参考になり、かつ、必要不可欠な視点の1つといえる。

◀**調査後、納税者保護担当官からのハッピーコールの実施**▶

- ・ 税務調査手続改善の一環としてのハッピーコール(happy call)の実施: 税務調査終了後、納税者保護担当官が調査を受けた納税者に電話をする。
その際に、納税調査協力へのお礼に加え、「税務調査にかかる苦情」【税務調査で、調査職員から不当な取扱いを受けなかったか、不都合を感じなかったかなど)を含む意見を聴取する。税務調査手続改善が狙いである。

◀**税務調査手続のお客様評価/アンケート調査の実施**▶

- ・ 納税者保護担当官主導で、すべての調査職員は、法令に定める調査手続を遵守状況や洗練性について、お客様(被調査者)評価を受けることになっている。
- ・ 評価方法は、「お客様評価チェックリスト」に記入し、調査を実施した官署の納税者保護担当官に、郵便(返信用封筒)、FAX、またはEメールで提出する。

◀**「お客様評価チェックリスト」の中身は**▶

お客様の評価チェックリスト	調査官署： 地方国税庁・税務署 調査職員（調査班長）氏名： 調査開始日： 年 月 日						
調査手続の適法遵守の要否及び清廉性の維持に対するチェックリスト	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <th colspan="3">回 答</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%;">良 好</th> <th style="width: 33%;">普 通</th> <th style="width: 33%;">不 良</th> </tr> </table>	回 答			良 好	普 通	不 良
回 答							
良 好	普 通	不 良					
「税務調査事前通知書」は、調査開始の10日前までに受け取りましたか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
調査職員が納税者の権利憲章の要旨を朗読して納税者の権利保護制度について詳細に説明しましたか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
調査対象者に選定された理由について詳細な説明がありましたか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
調査進行手続、事前に準備する事項等について事前説明がありましたか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
調査延期・調査場所の変更・調査猶予申請について説明を受けましたか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
調査開始時に調査職員が調査職員証と身分証を提示しましたか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
調査職員と共に清廉宣誓書を作成しましたか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
机などの事務用品の提供は大きな負担にならない適正なレベルでしたか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
税務代理人から十分な援助が受けられる旨の案内がありましたか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
調査と関連した開示資料の要求は最小限でしたか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
書類、証憑書類などを一時保管する場合、あなたの同意を求めましたか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
調査の過程での進捗状況について説明はありましたか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
調査での指摘事項の弁明の機会があなたに十分に提供されましたか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
当初通知された調査の範囲（税目、事業年度）内での調査でしたか？ （調査範囲拡大時：その理由と範囲について通知がありましたか？）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
調査期間は、当初通知された調査期間内に終了しましたか？ （調査期間延長時：その理由と期間について通知がありましたか？）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
税務調査の結果（課税項目、課税根拠）について詳細な説明がありましたか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
調査職員による税務会計上の誤謬または錯誤、租税支援制度、権利救済制度等に対する税務コンサルティングを受けましたか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
調査結果の修正申告、告知、納付等のフォローアップ手続及び不服事項に対する不服請求方法などについて説明はありましたか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
調査職員は親切でしたか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
調査職員は清廉でしたか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
※回答は、調査職員が手続きを遵守したか肯定的であれば「良好」欄に、通常であれば「普通」の欄に、そうではない場合は「不良」の欄に「○」を表示してください。 ※匿名処理をご希望の場合は、調査職員氏名と調査開始日は記載を省略することができます。							

* 阿部徳幸「韓国国税庁『Green Book 2013』にみる税務調査手続の概要」 関東学院法

学 23 卷 3 号 (2014 年) 94 頁以下より引用

■韓国特有の「課税前適否審査制度」とは

- ・ 韓国には、課税処分前に不服を申し立てる「課税前適否審査」制度 (国税基本法 81 条の 15) がある。[ただし、犯則事件などへの適用はない。]この「処分前権利救済制度」は、韓国特有のもので、わが国にはない仕組みである。
- ・ 韓国における課税前適否審査 (処分前権利救済) 手続と、課税処分後の各種の国税不服審査 (処分後権利救済) 手続とをアバウトに対比すると、次のとおり。
 ≪韓国・納税者救済制度の特質≫ [課税前適否審査制度 (国基法改正により 1999 年導入)]

①「課税前適否審査制度」 課税処分前 (税務調査後)、納税者が、処分庁から税務調査結果通知の前になされる課税予告通知書を受け取ってから 30 日以内に、原処分庁に課税適否審査請求書を提出し、救済を求める制度。いわゆる「税務調査適否審査」制度

②「課税処分適否審査制度」 課税処分後に、納税者が、原処分庁への異議申立てや上級庁への審査請求に加え、「租税審判院」に審判請求をする不服審判制度。【不服審判制度は、この報告では射程外】

【コラム】国基法 81 条の 15「課税前適否審査」とは何か

課税前適否審査請求制度とは、税務署長等が課税処分 (日本における更正・決定処分。なおこの処分は税務調査結果通知書の送付をもってなされる。) をする前に、課税すべき内容を予め納税者に通知し、納税者がその内容に異議がある場合、その通知内容の適法性について審査請求する制度のことである*。

納税者は、処分庁 (税務署長/地方国税庁長) から、税務調査結果通知の前になされる課税予告通知書を受け取ってから 30 日以内に処分庁に課税適否審査請求書を提出し、救済を求める制度。いわゆる「税務調査適否審査」制度ともいえる。

処分庁は、課税適否審査請求書を受理すれば、国税審査委員会 (わが国の国税審議会に類似) は、民間税務専門職+課長級事務官により構成される。(国税基本法施行令 53)) に諮ることになる。委員会は 30 日以内に答申しないといけない。

韓国国税庁は、社会が急速に発展するにつれ経済規模が拡大し、納税

者の権利意識も大きく向上してきた。これに伴い事後の権利救済制度だけではなく課税をする前に納税者に異議提起の機会を与えることによって違法・不当な処分をあらかじめ防止する必要性が高まったことがこの制度の導入の理由という*。

* 韓国国税庁『納税者権益保護過去・現在・未来-その一途な道に向かって行く記録-』（2021年）136頁

■韓国の納税者保護委員会[2008 設置/2014 年に法定化]の概要

◎納税者保護委員会の設置: 国税庁 1 + 全国 6 の地方国税庁 + 84 の税務署

◀納税者保護委員会の構成(国基令 63 条の 13)▶

- ・地方国税庁の委員会の構成: 外部委員 + 内部委員
- ・税務署の委員会の構成: 外部委員 + 内部委員
- ・国税庁の委員会の構成: 外部委員 + 内部委員
- ・委員会の委員長はいずれも外部の民間委員から選出

◀納税者保護委員会の主な職務▶

- ・ 納税者の権利保護のための納税者苦情からの処理
- ・ 納税者からの権利保護要請
- ・ 税務調査の期間延長・調査範囲の拡大の適法性の判断

◎納税者保護担当官と納税者保護委員会の関係▶

- ・ 納税者保護担当官は、納税者から申し立てられた苦情案件につき、税務署長または地方国税庁長に対して直接是正「要求」ができる。

◀参考: 法的根拠規定▶

●第 81 条の 18【納税者保護委員会(2014.01.01 新設)】

①次の各号に掲げる事案を審議するため税務署及び地方国税庁に、納税者保護委員会を設置する。(2014.01.01 新設)

1. 税務調査対象課税期間において、年間収入金額又は譲渡価額が最も多額な課税期間の年間収入金額又は譲渡価額が、100 億ウォン未満(附加価値税に関する税務調査の場合、1 課税期間の供給価格額の合計額が 50 億ウォン未満)である納税者(以下この項で“中小規模納税者”という)以外の納税者に対する税務調査(「租税犯処罰手続法」第 2 条第 3 号に規定する“租税犯則調査”を除く。以下この項において同じ。)に対する税務調査期間の延長。ただし、第 81 条の 8 第 1 項第 6 号により調査対象者が解明など延長を申請した場合を除く。(2014.01.01 新設)
2. 中小規模納税者以外の納税者に対する税務調査範囲の拡大(2014.01.01 新設)
3. 第 81 条の 8 第 3 項に定める税務調査期間延長に対する中小規模納税者の税務調査

の一時中止及び中止要請(2014.01.01 新設)

4. 税務調査の中、違法・不当な税務調査に対する納税者の税務調査一時中止および中止要請(2014.01.01 新設)
 5. 税務署長及び地方国税庁長が審議を要求する事案(2014.01.01 新設)
 6. その他に納税者保護担当官が審議を必要と認める事案(2014.01.01 新設)
- ②納税者保護委員会は第 1 項第 4 号に規定する要請がある場合、委員会の議決で税務調査の一時中止及び中止を税務公務員に要求することができる。この場合、納税者保護委員会は、正当な理由なく委員会の要求に従わない税務公務員に対し、国税庁長に懲戒を建議することができる。(2014.01.01 新設)
- ③納税者保護委員会の委員長は次の各号に掲げる者が就任し、委員は委員長 1 人を含め 18 人以内で構成する。(2014.01.01 新設)
1. 税務署に設置する納税者保護委員会:公務員以外の者で税務署長の推薦を受けて地方国税庁長が委嘱する者(2014.01.01 新設)
 2. 地方国税庁に設置する納税者保護委員会:公務員以外の者で地方国税庁長の推薦を受けて国税庁長が委嘱する者(2014.01.01 新設)
- ④納税者保護委員会の委員は、税務分野に専門的な学識と経験が豊富な者と関係公務員の中から、国税庁長(税務署に設置する納税者保護委員会の委員は地方国税庁長)が任命または委嘱する。(2014.01.01 新設)
- ⑤納税者保護委員会の委員は、業務に関連して知り得た課税情報を他人に提供、漏洩するなど目的以外の用途に使用してはならない。(2014.01.01 新設)
- ⑥納税者保護委員会の構成及び運営などに関して必要な事項は大統領令で定める。(2014.01.01 新設)
- ⑦納税者保護官は、納税者保護委員会の議決事項に対する履行の有無などを監督する。(2014.01.01 新設)

●**国税基本法施行令第 63 条の 16【納税者保護委員会(2014.02.21 新設)】**

- ①法第 81 条の 18 に規定する納税者保護委員会(以下この項において“委員会”という)は委員長 1 人を含む次の各号に規定する委員で構成する。(2014.02.21 新設)
1. 税務署に設置する委員会:14 人以内の委員(2014.02.21 新設)
 2. 地方国税庁に設置する委員会:18 人以内の委員(2014.02.21 新設)
- ②委員会の委員は、次の区分に従いそれぞれの者が就任する。(2014.02.21 新設)
1. 税務署に設置する委員会:次の各号に規定する者(2014.02.21 新設)
 - が. 地方国税庁長が税務署所属公務員の中から任命する者 5 名以内(2014.02.21 新設)
 - ナ. 法第 81 条の 16 第 2 項により税務署に納税者権利保護業務を遂行するための担当官 1 名(2014.02.21 新設)
 - ダ. 税務署長が推薦する弁護士、税務士、教授など、法律又は会計に関する学識と経験が豊富な者で地方国税庁長が委嘱する者 8 名以内(2014.02.21 新設)

2. 地方国税庁に設置する委員会: 次の各号に規定する者(2014.02.21 新設)
- が. 国税庁長が地方国税庁所属公務員の中から任命する者 7 人以内(2014.02.21 新設)
- ナ. 法第 81 条の 16 第 2 項により地方国税庁に納税者権利保護業務を遂行するための担当官 1 名(2014.02.21 新設)
- ダ. 地方国税庁長が推薦する弁護士、税務士、教授など、法律又は会計に関する学識と経験が豊富な者で国税庁長が委嘱する者 10 名以内(2014.02.21 新設)
- ③委員会の委員長(以下この項において“委員長”という)は委員会を代表して委員会の業務を総括する。(2014.02.21 新設)
- ④委員長がやむを得ない理由により職務を実行できない場合には、第 2 項各号に規定する委員で、地方国税庁長(地方国税庁に置く委員会の場合には国税庁長)が委嘱する委員(以下この項において“外部委員”という)の中から委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。(2014.02.21 新設)
- ⑤委員長と外部委員の任期は 2 年とする。(2014.02.21 新設)
- ⑥地方国税庁長(地方国税庁に置く委員会の場合には国税庁長)は、委員長と外部委員がその職務遂行に支障があると認める場合には委嘱を解除することができる。(2014.02.21 新設)
- ⑦委員長は、法第 81 条の 18 第 1 項各号の案件に対する審議が必要だと認めた場合、第 2 項 1 号および同項 2 号に規定する担当官(以下この項において“納税者保護担当官”という)である委員の要求がある場合には、期日を定めて委員会を招集し、その議長に就任する。(2014.02.21 新設)
- ⑧委員会は、委員長、納税者保護担当官である委員と次の各号の区分により委員長が、納税者保護担当官である委員の意見を聴取のうえ、会議ごとに指定する委員で構成する。ただし、外部委員が過半数になるように委員を構成しなければならない。(2014.02.21 新設)
1. 税務署に設置する委員会: 5 名(2014.02.21 新設)
2. 地方国税庁に設置する委員会: 7 名(2014.02.21 新設)
- ⑨委員会の会議は第 8 項により構成された委員過半数の出席で成立し、出席委員過半数の賛成で議決する。(2014.02.21 新設)
- ⑩委員会の会議は公開しない。ただし、委員長が必要と認める場合、納税者保護担当官である委員の意見を聴取のうえ公開することができる。(2014.02.21 新設)
- ⑪委員会にその事務を処理するために幹事 1 人を置き、幹事は税務署長(地方国税庁に設置する委員会の場合には地方国税庁長)が所属公務員の中から指名する。(2014.02.21 新設)
- ⑫第 1 項から第 11 項までで規定した事項のほか、委員会の構成及び運営などに必要な事項は国税庁長が定める。(2014.02.21 新設)
- * (注)現在、国税庁長の定める事項はない。

■ **納税者権利保護要請制度** [2009年導入/国基法 81条の 19] の概要 (tentative)

≪ **納税者権利保護要請制度** [2009年導入] ≫

◎ **納税者が権利保護要請できる事項**: 納税者権利保護要請制度の下、納税者は、税務調査や徴収手続などにおいて権利利益の侵害があると思う場合に、法令や**納税者保護事務処理規程**等に基づき、納税者保護担当官に救済を求めることができる。ちなみに、要請は、大きく、次の2つに分かれる。

◎ **税務調査に関する権利保護要請**

◎ **一般税務行政に関する権利保護要請**

◎ **税務調査に関する権利保護要請**

1 税務調査の進行過程において、次のいずれかにあてはまる調査公務員の行為がある場合

- ・ 税法令(法、法施行令・法施行規則)に違反する調査
- ・ 重複調査
- ・ 法的な手続を経ないで調査範囲を逸脱して行われる調査や恣意的な調査期間の延長
- ・ 納税者等から同意を得ないで、または法的手続を経ないで帳簿書類等を閲覧もしくはコピーする、領置する行為
- ・ 納税者またはその税務代理人に金員饗応または調査事務と直接関係のない私的な便益提供を求める行為
- ・ 調査事務を通じて得た資料を、法令によることなしに、他人に提供もしくは漏洩するまたは私的に流用する行為。
- ・ 以上のいずれかの理由に準ずる理由で、納税者の権利が不当に侵害され、または侵害が明らかに予想される場合

◎ **一般税務行政に関する権利保護要請**

2 税収管理、滞納処分など税務行政の進行過程において、次のいずれかにあてはまる調査公務員の行為がある場合

- ・ 疎明資料の提出、苦情の申出、不服申立て、滞納税額の納付などの手続をしたが、その後必要が決定の取消し、還付、差押解除などの処分が行われない場合
- ・ 事前の督促なしに財産を差し押さえる、疎明の機会を与えることなしに課税資料に基づく告知処分を進める場合(ただし、法令によりそれが許される場合を除く。)
- ・ 納税者からの本人の課税情報の閲覧または提供要求があったにもかかわらず

らず、特段の理由もなく、それを拒否する、または引き延ばす行為

- ・ 納税者またはその税務代理人に金員饗応、または調査事務と直接関係のない私的な便益提供を求める行為
- ・ 調査事務を通じて得た資料を、法令によることなしに、他人に提供もしくは漏洩するまたは私的に流用する行為
- ・ 課税資料処理などにあたり、税の賦課、徴収と関係のない資料または疎明を強いる行為
- ・ 以上のいずれかの理由に準ずる理由で、納税者の権利が不当に侵害され、または侵害が明らかに予想される場合

◎ **納税者保護担当官の対応義務**

- ・ 納税者保護担当官は、権利侵害事実があると確認した場合には、職権でその是正を求め、納税者に権利を保護しなければならない。
- ・ なお、税務調査中止命令は、国税庁の納税者保護官が行うものとされる。

■ **具体的事例に即して韓国の納税者権利保護の仕組みを学ぶ**

【設例】 納税者 A は税務調査を受けたが、税務署の B 調査官は、横柄でハラメント(事実行為)がひどかった。そこで、A は、B の行為の是正を求め、納税者保護担当官に苦情の申出をした。加えて、納税者 A は、B 調査官が所属する税務署長が行った更正(課税処分)にも納得できない。
この場合、納税者 A は、具体的にどのような救済を求めることができるのか。

【回答】

≪ **事実行為** への救済策 ≫

- ・ ひとくちに「事実行為」といっても、① **税務調査官の納税者に対するハラメント(嫌がらせ行為)** への苦情申出と、② **課税前適否審査(税務調査適否審査)** とは分けて考えないといけない。
- ・ ① **【税務調査官の納税者に対するハラメント(嫌がらせ行為)への苦情申出】** の場合、納税者 A は、調査官 B から税務調査で税務公務員として許されないような倫理にふれる恫喝/言動あるいはその他ハラメントがあった旨、納税者保護担当官に申し出て、調査中止・調査担当官の交代させる救済措置を求めることができる。

- ・ 調査担当官の交代の請求は、2020年2月11日に法制化された「調査チーム交代命令制度」(国基法施行令 63条の16)に基づく手続。この手続は、納税者が、納税者保護担当官に対し、調査チームの交替申請書を提出することからはじまる。この申請があると、納税者保護担当官は、国税庁の納税者保護官に調査チーム交代の是正命令を出すように要請する。納税者保護官は、**納税者保護委員会**(委員会)にその事案を付託する。委員会が調査チームの行為が違法・不当なものであると議決した場合、納税者保護担当官は委員会の審議内容等を確認し、調査チームの交替が必要であるとの判断にいたったときには、直ちに調査チームの交代の可否について納税者に意思確認をする。
- ・ 国税庁の納税者保護官は是正命令を出すのが妥当であると判断する場合には、2日以内に納税者保護担当官に是正命令書を通知し、納税者保護担当官が主務局(課)長に是正命令書を伝達すると、主務局(課)長は調査チームの交代など後続措置を履行する。
- ・ 一方、**②【課税前適否審査(税務調査適否審査)】**の場合、納税者は、処分庁(税務署長/地方国税庁長)から、**税務調査結果通知の前に送られた課税予告通知書の内容に納得できないときには**、課税処分が行われる前まで、税務署長/地方国税庁長(以下「長」という。)に対して、課税前適否審査(税務調査適否審査)を申し立てることができる。その長は、課税適否審査請求書を受理すれば、**国税審査委員会**(民間税務専門職+課長級事務官からなる。)に諮ることになる。長は、委員会から答申を得たうえで、30日以内に決定を本人に通知しないとイケない。

《**課税処分**への救済策》

- ・ 納税者 A は、更正処分の違法・取消を求め、処分庁への異議申立て、上級庁への審査請求ができる。(ただし、異議申立てはスキップできる。)
- ・ 納税者 A は、審査請求の結果の満足できないときには、処分の取消しを求めて租税審判院での不服審判を求めることができる。
- ・ 納税者 A は、監査院への審判請求を選択することができる[この審判請求は、処分庁異議申立て・上級庁への審査請求・租税審判院への不服審判のいずれも活用していない場合にも、できる。]
- ・ 納税者 A は、審査請求の結果・租税審判院での審判結果、または監査院審判結果に納得できないときには、裁判所での司法審査を求めることができる。

【参考文献】

- ・ 阿部徳幸「【資料】韓国の国税基本法:納税者権利憲章関係」(2024 年 11 月/未公表)
- ・ 阿部徳幸「韓国における納税者権利保護の動向」租税理論研究叢書[日本租税理論学会編]30 号(2020 年、財経詳報社)
- ・ 阿部徳幸「大韓民国国税基本法第 7 章の 2 納税者の権利の概要」日本法学 80 巻 4 号(2015 年)
- ・ 阿部徳幸「韓国国税庁『Green Book 2013』にみる税務調査手続の概要」関東学院法学 23 巻 3 号(2014 年)
- ・ 長谷川博「韓国の『納税者保護担当官』制度」税務訴訟 4 号(2010 年、財経詳報社)
- ・ 石村耕治「課税庁の納税者サービススタンダード」[石村編]『現代税法入門塾(12 版)』(2024 年、清文社)1.3.6
- ・ 湖東京至編『世界の納税者権利憲章』(2002 年、中小商工業研究所)
- ・ 石村耕治編『先進諸国の納税者権利憲章(2 版)』(1996 年、中央経済社)
- ・ 石村耕治「アメリカの納税者権利憲章を読む」TC フォーラム研究報告 2020 年 1 号(2020 年) [TC フォーラム研究報告 2020 年 1 号](#)
- ・ 石村耕治「イギリスの納税者権利憲章を読む」(2020 年)TC フォーラム研究報告 2020 年 2 号(2020 年) [TC フォーラム研究報告 2020 年 2 号](#)
- ・ 石村耕治「アメリカの連邦納税者権利擁護官サービス(TAS)」TC フォーラム研究報告 2020 年 3 号(2020 年) [TC フォーラム研究報告 2020 年 3 号](#)
- ・ 石村耕治「アメリカの連邦納税者権利擁護官制度から学ぶ」TC フォーラム 2024 年秋の学習会(2024 年 11 月 26 日)資料 [報告レジメ](#)

* [Disclaimer] 本報告は、TC フォーラムの納税者支援調整官刷新会議(WG)で検討の際に使用する目的で作成した未定稿 (tentative statement)の資料である。邦訳や内容の正確性については、再点検の余地があるかも知れないので、留意されたい。

(石村耕治)